

【令和 8 年度分】業務内容説明書（予定仕様書）

1 件名

「世田谷区第 4 期文化・芸術振興計画 中間見直し」支援業務委託（令和 8 年度分）

2 目的

区では、令和 6 年 3 月に策定した「世田谷区第 4 期文化・芸術振興計画」（以下「第 4 期計画」という。）に基づき、文化及び芸術の振興に向けた取組みを進めているが、計画期間の中間年度にあたる令和 9 年度において、これまでの取組み状況や社会情勢等を整理・検証し、内容の見直しを予定している。

本業務は、上記見直しにあたり、現状の整理・分析、各種調査等を実施した上で、計画の後半期間における施策の方向性や必要な見直し事項を明らかにすることなどを目的とする。

3 履行期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課（世田谷区松原 6-3-5 世田谷区梅丘分庁舎 3 F）、受託者の作業場所、区が指定した場所ほか

5 履行内容

本業務の目的を踏まえ、以下の業務を履行すること。

(1) 第 4 期計画の取組みの整理・分析

第 4 期計画に基づく各取組みについて、区が提供した資料等に基づき、以下の観点から、体系的に整理・分析すること。

- ①実施状況
- ②数値目標・指標等の達成状況
- ③成果及び課題

(2) 外部環境の整理・分析

第 4 期計画策定後における社会情勢（文化・芸術を取り巻く環境）の変化や、国・東京都・他自治体における文化・芸術施策の動向等について、整理・分析すること。

(3) 区民への意識調査

①調査概要

下記のとおり、区民を対象とした意識調査を実施すること。

調査地域	世田谷区全域
調査対象	満 1 5 歳以上の区民
調査対象者数	4, 0 0 0 人程度
標本抽出方法	区が支給する調査対象データを用いること
調査票配布方法	郵送
回答方法	同封の返信用封筒による郵送又はWEB
調査期間（予定）	令和 8 年 1 1 月下旬～令和 8 年 1 2 月下旬
設問数	2 0 問程度

②業務内容等

ア 調査票等の作成・印刷

- ・下表の各帳票等を作成し、それぞれ2回の校正を経て、区の承認を得ること。
- ・各帳票等について、必要数印刷すること。

帳票等名称	仕様
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期計画の見直しに資する内容とすること。 ・以下の2種類作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本語版 <ul style="list-style-type: none"> ※音声コードを作成・掲載し、切り抜き加工すること。 ②英語・中国語・韓国語翻訳版
調査協力のお願い文	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の2種類作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本語版 <ul style="list-style-type: none"> ※音声コードを作成・掲載し、切り抜き加工すること。 ②英語・中国語・韓国語翻訳版 ・A4判1枚、色上質紙で作成すること。 ・用紙の色・厚さ等は、区と協議して、決定するものとする。
調査票発送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・区が指定した色の角2封筒で作成すること。 ・差出人として「世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課」と記載すること。 ・調査内容を案内する音声コードを作成・掲載し、切り抜き加工すること。
調査票回収用封筒 (返信用封筒)	<ul style="list-style-type: none"> ・長3封筒で作成すること(クラフト紙可)。 ・宛名は、「(世田谷区委託事業者)」と付記した上で受託者名とし、宛先は受託者の事業所等とすること。 ・「料金受取人払郵便」扱いとし、そのための日本郵便株式会社への申請手続きは受託者がすること。

- ・WEB回答者用に、調査票と同じ回答入力画面(WEB入力フォーム)を用意し、PC・スマートフォン等の双方で回答できるようにすること。

イ 調査票等の発送

- ・区が提供した送付先一覧に対して、上表の各帳票等を発送すること。
- ※「調査票」及び「調査協力のお願い文」について、日本国籍の区民には①日本語版、外国籍の区民(140人程度を想定)には①日本語版及び②英語・中国語・韓国語翻訳版を発送すること。
- ・発送に当たっては、日本郵便株式会社のサービスを利用すること。
- ・発送後、日本郵便株式会社が発行した領収書など、発送状況が確認できる書類の写しを区に提出すること。

ウ 回答内容の集計・分析

- ・回答済みの調査票（WEB回答を含む）について、回答内容を集計・分析し、報告書を作成すること。
- ・報告書には、以下の項目を含めること。
 - （ア）単純集計及びクロス集計結果数表
※集計結果をそれぞれ人数とパーセントで表すこと。
 - （イ）単純集計及びクロス集計データ、個別入力（データのみ）
 - （ウ）自由意見欄集計（データのみ）
※類似の内容で分類し、集計すること。
- ・回収期間中、回収状況や集計・分析の状況を随時区に報告すること。

エ その他

- ・調査票作成費、発送・返信用封筒作成費、発送用郵便料金、封入封緘・発送にかかる経費等は、契約金額に含まれるものとする。
- ・作業の過程で印刷誤りや破損などが生じた場合には、再印刷すること。
なお、再印刷に伴う追加費用は受託者が負担すること。
- ・作業の過程で発生した印字ミス・破損品等は、全て区に返却すること。
- ・事故が発生した場合は、直ちに区へ報告すること。
- ・誤印刷や誤封入等、受託者の責めに帰すべき事由により区又は送付対象者に損害が生じた場合には、その損害を賠償すること。

（４）区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査

①調査の概要

調査地域	世田谷区全域
調査対象	世田谷区内における文化芸術団体、文化芸術施設等
調査対象団体数	20団体程度
調査期間（予定）	令和8年12月～令和9年2月
設問数	10問程度

②業務内容等

ア ヒアリング調査対象の選定

調査対象とする施設・団体等の候補先を選定し、区の承認を得ること。

イ 質問項目の作成

本業務の目的を踏まえた設問を作成し、区の承諾を得ること。

ウ ヒアリング調査の実施

上記「ア ヒアリング調査対象の選定」で選定した団体を対象に、ヒアリング調査を実施すること。

なお、実施状況は、随時区に報告すること。

エ 回答内容の集計・分析

調査対象の施設・団体等からの回答内容を集計・分析し、報告書を作成すること。

（５）区の文化・芸術に関する現状及び課題の分析

上記（１）～（４）を取りまとめた上で、区の文化・芸術に関する現状及び課題を分析し、報告書を作成すること。

（６）第４期計画の中間見直し骨子案作成

上記（１）～（５）を踏まえ、第４期計画の中間見直し骨子案（以下「骨子案」と

いう。)を作成すること。

なお、骨子案の作成にあたっては、下記①～④の観点を含めること。

①第4期計画で掲げた区の取組みの現状と課題

②第4期計画策定後における外部環境（社会情勢（文化・芸術を取り巻く環境）や国・東京都・他自治体における文化・芸術施策の動向等）

③区の基本構想、基本計画、方針等

④見直すべき方向性や施策

(7) 検討委員会の運営支援と議事録等の作成

（仮称）第4期文化・芸術振興計画中間見直し検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催にあたり、以下の業務を実施すること。

なお、検討委員会は、2回（1回あたり2時間程度）の実施を予定している。

①資料作成補助

②質問への回答補助

③議事録及び議事要旨作成

④提起された課題等の整理

【参考】検討委員会のスケジュール（予定）

令和8年10月 第1回検討委員会（区民への意識調査設問検討）

令和9年 2月 第2回検討委員会（見直し内容論点整理）

6 業務実施体制

(1) 工程表の作成

契約締結後速やかに、本件業務全体のスケジュールを明記した工程表を作成し、契約締結後2週間以内に区へ提出し、承認を得ること。

また、工程表には校正、印刷、納入、期限等を詳細に記載すること。

(2) 業務の進捗状況の報告

月に1回程度、定期的に区と打合せを行い、「5 履行内容」の業務の進捗状況を報告すること。また、定期的な打合せのほか、必要に応じて、区と随時打合せを行い、各業務の円滑な進捗を図ること。

7 成果物

(1) 仕様・納期

成果物名称	仕様	納期（予定）
区民への意識調査結果報告書及び各種集計データ	A4判・フルカラー	令和9年3月中旬
区内文化・芸術団体等ヒアリング調査結果報告書		
区の文化・芸術に関する現状及び課題の分析報告書		
第4期計画の中間見直し骨子案		

(2) 納品方法

①紙媒体3部

目次及びインデックスを付けること。

- ②上記成果物の電子データ（Word、PDF、Power Point 等）一式
区が指定するファイル転送サービスを利用してデータを電子納品すること。
なお、詳細は、事前に区と協議して定めること。

(3) 納品場所

世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課
(世田谷区松原 6-3-5 世田谷区梅丘分庁舎 3 F)

8 支払方法

検査合格後、請求に基づき一括で支払う。

9 その他

- (1) 受託者は、成果物の内容等について、区に分かりやすく説明をするとともに、質問に対しては丁寧に対応すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」(別添 1) を遵守すること。
- (3) 電算処理に係る業務においては、「電算処理の業務委託契約の特記事項」(別添 2) を遵守すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」(別添 3) を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権は、全て区に帰属するものとする。
- (6) 成果物の納品後、瑕疵等の不都合が判明した場合には、速やかに修正のための処置を講じること。なお、瑕疵の修正は、双方の協議により処理するものとし、受託者は誠意をもって対応すること。
- (7) 印刷・封入封緘にかかる受託者の作業場所は、事前の視察および不測の事態に対して緊急に現地対応を可能とするため、世田谷区梅丘分庁舎（世田谷区松原 6-3-5）から電車・バス等の公共交通機関（航空機、新幹線、高速バス等の高速輸送手段を除く）で 3 時間以内に到着できる 1 か所とすること。
- (8) 本仕様書に明示されていない事項は、区と受託者が協議して定めるものとする。
- (9) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、区と協議の上、対応すること。

10 本件担当

世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課 文化・芸術行政担当
電 話 03-6304-3427
FAX 03-6304-3710